

# 狂犬病予防法施行規則の一部改正について

昭和60年9月14日 衛乳第40号  
各都道府県知事・各政令市市長・各特別区長あて  
厚生省生活衛生局長通知

地方公共団体の事務に係る国の関与等の整理、合理化等に関する法律（昭和60年7月12日法律第90号）により、狂犬病予防法の一部が改正されたことに伴い、狂犬病予防法施行規則の一部を改正する省令が昭和60年9月14日、厚生省令第38号をもつて公布されたので、左記事項に留意のうえ、これが運用に遺憾のないようにされたい。

## 記

### 第1 改正の内容

#### 1 法第5条第1項の規定に基づく狂犬病の予防注射の時期について

(1) 生後91日以上の子犬（次のア、イ及びウに該当する子犬を除く。）を所有している者（所有者以外の者が管理している場合にはその者。以下同じ。）は、その子犬について4月1日から6月30日までの間に狂犬病の予防注射を受けさせなければならないこととしたこと。

ア 前年の3月2日以降に予防注射を受けていない子犬又は受けたかどうか明らかでない子犬であつて、その年の3月2日から5月31日までの間に所有（所有者以外の者が管理している場合は管理。以下同じ。）されるに至つたもの。

イ その年の3月2日以降に予防注射を受けていない子犬又は受けたかどうか明らかでない子犬であつて、その年の6月1日から6月30日までの間に所有されるに至つたもの。

ウ その年の3月2日以降において、既に予防注射を受けた子犬。

(2) 次のア及びイに該当する者はその子犬について、所有するに至つた日から30日以内に狂犬病の予防注射を受けさせなければならないこととしたこと。

ア 生後91日以上の子犬であつて、前年の3月2日以降に予防注射を受けていないもの又は受けたかどうか明らかでないものを、その年の1月1日から5月31日までの間において所有するに至つた者。

イ 生後91日以上の子犬であつて、その年の3月2日以降に予防注射を受けていないもの又は受けたかどうか明らかでないものをその年の6月1日から12月31日までの間において所有するに至つた者。

#### 2 狂犬病予防注射済票について

狂犬病予防注射済票の様式を改め、各年度ごとに使用する色について、昭和60年度は青、昭和61年度は黄、昭和62年度は赤とし、以後これを順次繰り返すこととしたこと。

## 第2 施行期日及び経過規定

### 1 施行期日

この改正は、昭和60年10月1日から施行するものとしたこと。

### 2 経過規定

(1) 改正後の規定にかかわらず、昭和60年度については次のとおり経過規定が設けられたこと。

ア 昭和60年4月1日から9月30日までの間に既に改正前の規定による狂犬病の予防注射を受けた犬については、昭和61年3月31日までの間、改正後の狂犬病予防法施行規則第11条の規定は適用しないこととしたこと。

イ 生後91日以上で昭和60年4月1日から9月30日までの間に改正前の規定による狂犬病の予防注射を受けていない犬（次の（ア）及び（イ）に該当する犬を除く。）を所有する者は、その犬について昭和60年10月1日から10月31日までの間に狂犬病の予防注射を受けさせなければならないこととしたこと。

（ア）10月1日以降に予防注射を受けていない犬又は受けたかどうか明らかでない犬であつて、10月1日から10月31日までの間に所有されるに至つたもの。

（イ）10月1日以降に既に予防注射を受けた犬。

ウ 生後91日以上で昭和60年10月1日以降に狂犬病の予防注射を受けていないもの又は受けたかどうか明らかでないものを所有するに至つた者は、その犬について所有するに至つた日から30日以内に予防注射を受けさせなければならないこととしたこと。

(2) 狂犬病予防注射済票について、改正前の様式による昭和60年4月から6月までに実施する予防注射の注射済票は、改正後の様式による昭和60年度に実施する予防注射の注射済票とみなすこととしたこと。

## 第3 運用上の注意

### 1 狂犬病の予防注射について

(1) 狂犬病の予防注射の時期については、年度を単位として規定されたものであること。

(2) 狂犬病の予防注射の時期については、次の考え方を基本に設定されたものであること。

ア 生後91日以上で犬を所有する者は、4月1日から6月30日までの間にその犬に予防注射を受けさせること。

イ 生後91日以上で犬であつて、狂犬病の免疫のない犬を新たに所有するに至つた者は、所有するに至つた日から30日以内にその犬に予防注射を受けさせること。

ウ ア及びイの義務が重複する場合にあつては、イに基づき受けさせること。

## 2 狂犬病予防注射済票について

本年4月から9月までの間に交付された、又は、交付されずに各都道府県等が保有している改正前の様式による昭和60年4月から6月の間に実施する予防注射の注射済票については、改正後の様式による昭和60年度に実施する予防注射の注射済票とみなすこととしたこと。

## 3 狂犬病予防注射頭数の減少防止について

狂犬病の予防注射が毎年一回となることにより、予防注射の実施率が低下することのないよう効果的、効率的な予防注射の実施について鋭意努力されたいこと。特に昭和60年度については、新しい狂犬病予防注射制度への移行の時期でもあるところから、市町村、獣医師会等関係者と十分に協議し、登録、予防注射等狂犬病予防対策に万全を期されたいこと。